

○議長 横尾 武志君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。3件の質問を出しますので、答弁は簡潔に、そして明瞭にお願いいたします。

件名1、子ども医療費助成について。

北九州市は、子ども医療の助成対象を18歳まで拡充すると発表しました。これは、県が来年度から助成対象を中学生まで拡大することを受けたもので、2022年度から拡充するとしています。芦屋町では現在、中学生までの助成を行っていますが、北九州市の助成拡充を受けて今後どう対応するのか、その考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

まずは北九州市の助成対象の拡大と芦屋町の現状などを説明した上で、今後の町の対応について答弁させていただきます。

北九州市は、令和3年4月から中学生、令和4年1月から高校生まで助成対象を拡充すると11月26日、各報道機関に対し公表されました。内容といたしましては、中・高生とも入院に関して自己負担はありませんが、通院に関しては1医療機関につき1か月1,600円の自己負担を求めるとのことです。また、3歳以上の就学前児童は月600円、小学生は月1,200円についても、従前どおり自己負担を求めていくそうです。一方、芦屋町の子ども医療制度は子育て世代の経済的負担を軽減することを主眼に置き、独自に3歳から中学生までの医療費について、自己負担なしの全額無償としております。

ここで、芦屋町の子ども医療制度が子育て世代に対し、より身近で有効性のある制度であることが分かるデータがございますので、御紹介したいと思います。これは直近2か月、8月・9月の実績数値から求めたものではございますが、芦屋町における3歳から中学生までの児童・生徒が、1か月のうち1医療機関をどの程度受診したのかを調査したところ、1回のみ受診であった割合が全体の76%を占めていることが分かりました。この数値で分かることは、北九州市のように自己負担のある自治体にお住まいの方で、同じ医療機関に月2回、3回と複数回受診するのであれば2回目以降は医療費が無償になることも想定されますが、1か月1回しか受診されない方は必ず自己負担が発生します。仮に、1か月のうち1医療機関1回のみ受診の割合が低ければ複数回受診していることになるので、自己負担のある自治体にお住まいの方も身近にメリットを感じることもできるかもしれませんが、今回、町で把握した割合のように、その割合が高け

れば、安心感は得られたとしてもあまり身近にメリットを感じることはできないのではないのでしょうか。このことから、一定の負担を設けている自治体に比べ芦屋町の無償という制度は、子育て世代に、より身近で有効性のある制度であることがお分かりいただけると思います。

しかし、有効性のある制度とはいえ、医療費無償を基本とする芦屋町の制度には多額の費用がかかります。来年度、福岡県の助成対象が中学生まで引き上げられ、県補助金の総額が増額されるとはいえ、県の制度では中学生の通院1か月1,600円、入院1日500円については保護者の自己負担として位置づけられているため、自己負担分は補助の対象外とされております。このことを踏まえ、来年度以降、町が独自に支援している3歳から中学生までの自己負担分の経費を年間約1,440万円程度必要と見込んでおります。この独自制度に係る財源につきましては防衛省調整交付金を基金に積立てて運用しており、令和9年度までは財源を確保しておりますが、現医療制度を変更せず高校生まで助成対象を拡充した場合、必要経費が年間約900万円上乗せされると見込んでいるため、令和7年度には財源が不足してまいります。

子ども医療制度は一過性の事業ではなく恒常的な事業であると考えておりますので、将来にわたっての財源の確保は必要不可欠です。これら財源などのことも踏まえ3月定例会でも答弁いたしました。町といたしましては子ども医療制度については、基本、国の施策として統一した基準を設けていただいた上で運用していくことが望ましいと考えておりますので、今後、高校生まで助成対象を拡充するよう県等に要望してまいります。

とはいえ、遠賀郡内等近隣自治体の動向も重要であるとも認識しておりますので、これら自治体の動向も注視しながら、高校生までの拡充は判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かに言われたようにですね、北九州の分については月1,600円の自己負担を求めることは、やはり子育て支援の市民要求とはかけ離れているところがあります。これは今後の課題でしょう。しかし、高校に通っていないなくても18歳までは子ども医療費の対象とする、そういったところはですね、評価できるものだと思います。

2018年です、541自治体が18歳までの無料化を行い、政令市も、北九州市を入れれば5市が行う方向です。県レベルでもですね、福島、鳥取、静岡が高校まで拡大していますし、最大は大阪の河南町、北海道の南富良野町は22歳まで子ども医療の無料化をしています。子ども医療の無料化は、この10年間を見ても大きく前進しています。9割がですね、現在、中3、高3までの拡大をしています。芦屋町もですね、やはりこういったですね、無料化を推進するこ

とによって国や県を動かす、そういったことができると思います。今後、注視するということがありますが、ぜひですね、この子ども医療費の無料化の流れをですね、推進していってほしいというふうに思います。

それで最後にですね、ちょっと時間ありませんが町長に1点伺います。

住んでいる自治体によってですね、子供が医療費助成を受けるのに格差があるというのは、私は問題があると思うんですけど、その点はこういったふうにお考えでしょうか。明確、簡単をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

明確、簡単にお答えさせていただきます。

今、議員が言われたように、もうこれですね、子ども医療費を行政サービス合戦に使ってはいけないと思うんですよ。それで、やはり課長も先ほど申しましたように、これはもう国の施策として、統一基準をやはり設けていただきたいという気持ちは大いにあるわけございまして、それにつきましては、やはり県に強く働きかけたいと。

子ども医療制度につきましては、私自身はやはり18歳までというふうに思いはあるわけございしますが、やはり近隣市町のこともありますのでですね、あんまりちょっと出過ぎてもですね、いかがなものかなど。その辺は議員もよくお分かりのことだと思っておりますので、その辺につきましては今後、県に働きかけていきたいとします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

言われるとおりですね、市町村が拡大しているからそれでいいというものではありません。やはり本来は、国や県が市町村と一緒に医療費無料制度を進めるべき、こういったふうに考えてますので、ぜひ今後ともですね、関係機関にも働きかけて、また芦屋町独自でもですね、それを行えるよう要望するものです。

次にですね、高齢者配食サービス事業について伺います。

地域生活を支える仕組みづくりとして、高齢者配食サービス事業があります。これは、調理や買物が困難な独り暮らしで在宅の高齢者や、高齢者のみの世帯などに対して自立した生活が送れるよう、食の確保や安否確認のために弁当を配達する事業で、社会福祉協議会に委託されています。そこで、次の点を伺います。

令和2年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

まず、この事業を始めた経緯について伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者等配食サービスは、在宅の高齢者の方、障害者の健康管理、孤独感の解消など、自立した生活を送ることができるよう支援することを目的としております。

次に、事業が始まった経緯、それから現在に至るまでを簡単に説明申し上げます。

原点は、昭和35年頃から増え始めた独り暮らし高齢者に対する周辺住民のボランティアによる食べ物を持参する訪問活動が、現在の高齢者などへの配食サービスになったものと考えられております。このような中、昭和55年頃に全国社会福祉協議会では、地域の社会福祉協議会に対し高齢者への配食サービスを推奨し、福岡県においては、いち早く春日市の社会福祉協議会が高齢者の配食サービスに取り組み、県内に広がっていきました。

芦屋町におきましては、芦屋町社会福祉協議会が昭和60年9月にボランティア入門講座を開催し、そのまま給食サービスボランティアとして発足。翌年1月から共同募金事業として月2回のサービスを始めました。当時は競艇場の食堂で調理を行い、それをボランティアと職員で配達していました。また、対象者はおおむね65歳以上の独り暮らし高齢者、夫婦とも病弱で毎日の調理が困難な人で、17名程度でございました。弁当の自己負担は1食当たり300円でございました。昭和61年4月からはサービスを月4回に拡大、ボランティアが安否確認を兼ねるようになりました。また、年末年始はホームヘルパーの派遣が止まるため、昭和63年12月からお節料理を始めて、現在に至っております。

その後、平成6年6月には週2回の配食、平成12年4月からは事業主体を町に変更し、社会福祉協議会は事業の受託者となり、配食のサービスは現在と同じ週3回実施することとなり、現在に至っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは2点目のですね、近年の利用者の推移はどうなっているのか。それと3点目の、配食数はどのくらいあるのか。これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

令和2年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

まず利用者の推移でございますけども、高齢者等配食サービスの対象者は芦屋町高齢者等配食サービス事業実施要綱において規定しており、具体的には、町内に住所を有し、高齢や心身の障害により調理が困難な方、身体障害者手帳の等級が1・2級である方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級である方を対象としております。

配食等サービスについて、利用登録しておられる方、その中から実際に利用されている方それぞれについて、平成27年から平成31年の5年間の推移を説明させていただきます。各年とも基準日は3月31日でございます。平成27年は、登録者119人に対して実際の利用者は66人。平成28年は、登録者122人に対し実際の利用者は75人。平成29年は、登録者102人に対し実際の利用者は66人。平成30年は、登録者112人に対し実際の利用者は56人。平成31年は、登録者113人に対し実際の利用者は55人でございます。近年の傾向としては、利用者の数は少しずつ減少しております。

次に、配食数について御説明いたします。これは年末の特別料理、お節を含んだ数で紹介させていただきます。平成27年度は8,754食、平成28年度は9,099食、平成29年度は7,626食、平成30年度は7,263食、令和元年度は5,963食でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、この事業をどう評価しているのか簡単にお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町高齢者等配食サービスは、調理に困っている高齢者などを住民同士で支え合う共助の考えに基づき、ボランティア組織である八朔の会が調理の一部を担うほか、各戸に見守りを兼ねた配達を行っていることは、高齢者の自立や安全・安心の確保に大きく寄与しております。また、管理栄養士が材料や献立を指示し、食事内容までを管理していることから、健康管理という趣旨が行き届き、重要な事業であると認識しております。

一方、高齢者などへの配食サービスには民間事業者も多くが参入しており、見守りも兼ねて1日2食、毎日弁当を配達する事業所もございます。高齢者などにとって配食サービスに対するニーズは様々であり、配食の数、味の問題、きざみ食への対応など、必要に応じて選択しておられるのが現状でございます。

高齢者などへの配食サービスが時代とともに民間サービスとして拡大し、高齢者のニーズも多

令和2年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

様化していることから、芦屋町高齢者等配食サービスは、民間のサービスを含めた重要な社会資源の一つとして認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでね、先ほど対象者の中でいろんな条項を言われましたけど、芦屋町の高齢者福祉計画の中でもですね、対象者は調理や買物が困難な在宅の独り暮らしの高齢者や、高齢者のみの調理や買物ができない世帯というふうになっています。そういった点ではですね、例えば、親子の世帯でも日中独居になる高齢者や、高齢者夫婦でも買物や調理が一定できる世帯は対象にならないという、こういった状況があります。

ところがほかの自治体ではですね、いろんな対象の規定を設けると同時にですね、前項の規定にかかわらず特に必要と認める者を配食サービスの対象とすることができるという、こういった門戸を広げたですね、対象者をしてはいますが、芦屋町の要綱ではですね、こういったことが入っていないという。こういったことからですね、日中独居の親子の世帯とか、高齢者夫婦でもそれほど調理ができるのであれば対象にならないという、こういったことがですね、起きております。そういった点ではですね、社協が請け負っているサービスでもですね、1日70食の提供が十分可能であるということと、先ほど言ったように民間事業者への委託、こういったものもですね、やれるという点ではですね、やはり芦屋町もこの立場をとってですね、配食サービスの対象者を広げる、こういったことを行うべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

配食サービスの対象者をしっかり把握するという点では、同じ考えでございます。

高齢者などの配食サービスの利用は、基本的に希望者から申請書を提出していただいた後、保健師による訪問調査を実施し、要綱で対象者として規定する「調理が困難な状況にあるか」実態把握の上、決定しております。今、議員御指摘のように、仮に高齢者の方などで子供さんと同居であっても、生活実態が高齢者世帯と同様で、調理ができないということが確認できれば利用対象者となり得ます。そういう運用を現在やっております。

それから、高齢だから全て対象とするかというところもあるんですけども、これは介護保険制度と趣旨を同じとすることがあります。やはり自立、それから残存能力の活用、そういったことを考えると、誰でもというところではないようには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

誰でもということではないですけど、やはり高齢者世帯もですね、やはり高齢者が高齢者を介護している世帯もあり、毎日毎日やっぱり食事を作るのが大変だという、そういった声もあります。そういったところについてはですね、やはり、門戸を広げることが必要だと思います。

先ほどの課長の答弁ではですね、日中独居の方、こういった方についてもですね、配食サービスの対象となるというふうに言われました。ただ、末端のですね、ケアマネジャーとかそういった中では、そういったところがちゃんと入ってないで、やはり要綱に沿ってですね、「あなたは対象になりませんよ。」という、こういった指導が行われているということをお聞きしますので、ぜひそういった点はですね、徹底していただきたいというふうに思います。

それでは次にですね、公共交通の維持確保について。

新型コロナウイルス感染症支援策第5弾では、公共交通利用が大幅に減少している中、バス路線の減便やタクシー事業所の廃業などを回避し、公共交通の存続を図るためプレミアム率100%の乗車券などの販売を行いました。これにより芦屋タウンバスや北九州市営バス、タクシー初乗り料金を軽減し、減少した公共交通の利用促進を図ろうとするものです。この事業は評価できるものですが、一過性で終わっては根本的な支援策とはなりません。そこで次の点を伺います。

まず第1、北九州市営バスや町内タクシー、芦屋タウンバスの年次推移はどうなっているのか。

2点目の、事業者の今度の動向をどう見ているのか。この2つの答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋タウンバスについては平成26年度以降、利用者数は毎年増加しており、令和元年度においても、多少新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、前年を上回っています。北九州市営バスについては、平成27年度から1～2%台の利用者減が毎年続いており、令和元年度は新型コロナウイルスの影響を受け、5.5%の減少となっています。タクシーの推移は、北九州タクシー協会加盟事業所の数字になりますが、ここ数年は3～5%台で利用者減が続いております。令和元年度はコロナの影響を受け、8.6%の減とのことでした。

今年度、令和2年度はどの事業者も新型コロナウイルスの影響がずっと続いている状況で、芦屋タウンバスと北九州市営バスも利用者数は、緊急事態宣言時は利用者が前年度の5割減まで落ち込みました。現在も前年度の3割減が続いています。タクシーについては、緊急事態宣言時に

令和2年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

は最大6割減まで落ち込み、その後若干回復したものの、10月半ばより新型コロナウイルスの再到来により、経営は厳しい状況とのことでした。

引き続き、事業者の今後の動向をどう見ているのかをお答えいたします。

このような状況が続くようであれば、路線バス運行の減便、タクシー事業者の廃業など、皆さんの生活の足である公共交通の存続自体が危うくなってくるものと考えられます。そのため、少しでも利用者が促進され、収入が減少した交通事業者の支援を行うことができればと思い、今回プレミアム率100%の公共交通利用促進事業に取り組んだところです。

このような中、北九州交通局では現在、令和3年度から7年度までの第3次北九州市営バス事業経営計画を策定中で、経営改善に向け、取組を考えているとのことです。芦屋町としては、町の路線・便数を維持確保してもらえるよう交通局の経営改善の動きを注視していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町地域公共交通網形成計画の中でもですね、そういったふうで、市営バスやタクシーについてはですね、存続も厳しくなる、減便になるという、そういった懸念を持っているということをおっしゃいますし、そういった点でですね、計画の中でも事業達成に向けては、高齢者・障害のある人への割引制度の導入の検討が行われている。それから平成32年度の検討結果により実施をするという、そういったふうな位置づけになっています。

それでですね、第3点目の質問です。今後のウィズコロナ時代における高齢者の社会参加を促進するために、交通費の一部を助成する高齢者福祉乗車券制度を導入すべきではないか。福岡市が行っているが、通院、買物、趣味、文化・スポーツ、ボランティア及び社会貢献活動に使われている。それと同時に、減少傾向の公共交通の利用促進を高め、利便性の高い公共交通の維持確保を行うべきではないか。

そういったことですね、福祉乗車券制度についての導入という考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者等の社会参加を促進することは、身体や精神的機能などの低下を伴うフレイル状態を防止するとともに、日常生活の利便性を高めるために有効な手段の一つでございます。

議員御指摘のとおり、福岡市においては一定の所得以下で70歳以上の高齢者及び重度の障害

令和2年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

者などに対し、地下鉄やJR、バス、タクシーの乗車券を交付する助成制度があり、その目的は高齢者や障害者の社会参加を促進するものであるとされております。御提案の事項に関しましては、高齢化社会を迎えている現状にあつて、重い行政負担が課題となっている自治体もあるところであります。

芦屋町にとっては、将来にわたり持続可能な制度の構築といった考え方の下、高齢者福祉計画にも記載しておりますが、まずは既存の公共交通を充実させるなど、平成29年度に策定した芦屋町地域公共交通網形成計画に基づき交通対策を進め、利便性を高めております。

具体的には、高齢者や障害者などを利用対象としている巡回バスを本年4月から、2路線から3路線に増便したこと。また、6月から北九州市営バス及び芦屋タウンバスに、100円の定額運賃の試行を導入したところでございます。また、バス停のベンチの設置を計画的に進めるなどの環境整備を行っております。障害者の方に対するタクシーチケットの給付制度は、1年間に24枚、または腎臓機能に障害のある方は72枚を給付しております。

今後につきましても、本町の交通資源を十分生かしながら、高齢者や障害者が将来にわたって安心して暮らすことができる環境をつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

公共交通網形成計画の中でもですね、運転免許の返納を推進することにも寄与するのではないかとこのように思います。これはですね、この中で3割の方が公共交通での移動ができれば返納を検討していると。今のような一時的な乗車券の配付ではなく恒常的な乗車券制度をつくれればですね、返納が進むのではないかとこのことでもあります。ですから、これは福祉だけではなく公共交通の維持という観点からもですね、大変、芦屋町にとってはいい制度になるのではないかと。

過去、芦屋町でもですね、敬老祝金を1人1万円行っていました。福岡市ではですね、70歳以上に1万2,000円の券を配付しています。しかし、敬老祝金とは違ってですね、福祉乗車券制度は、それがタウンバスや市営バスやタクシーに使われ、公共交通の維持確保に寄与するという、そういったことで大きな違いがあるというふうに思います。

そういった点ではですね、今後の芦屋町の公共交通をですね、将来的にも維持するという、そういった立場からもこの制度についての検討をですね、今後ともしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。